

官報

号外 平成二年五月二十五日

○第百十八回 衆議院會議録 第十八号

平成二年五月二十五日(金曜日)

議事日程 第十号

午後零時三十分開議

第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

第二 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

第四 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二年五月二十五日 衆議院會議録第十八号

元議員松本七郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

議員請暇の件

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

一

日程第三 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)
日程第四 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員松本七郎君は、去る十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに通信委員長の要職にあたられた従三位勲一等松本七郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

議員請暇の件

○議長(櫻内義雄君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小杉隆君から、五月三十日から六月七日まで九日間、愛知和男君から、五月三十日から六月九日まで十一日間、平泉渉君から、六月一日から八日まで八日間、小野信一君から、六月三日から十六日まで十四日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

日程第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長(報告)を求めます。外務委員長柿澤弘治君。

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔柿澤弘治君登壇〕

○柿澤弘治君 ただいま議題となりました向精神薬に関する条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

昭和三十年代より、欧米諸国を中心として、一九六一年に作成されたいわゆる麻薬単一条約では規制の対象とされていない幻覚剤、覚せい剤、催眠剤等の向精神薬の乱用が大きな社会問題となり、これらの向精神薬を国際的に規制していくべきであるとの世論が高まりました。

こうした世論の高まりを背景に、国連麻薬委員会において昭和四十三年以来、向精神薬の国際的な規制についての条約案の作成作業が行われ、その結果、昭和四十六年二月二十一日、国連加盟国等の参加により開催された条約採択會議において本条約が採択されました。

本条約は、向精神薬の乱用及び不正取引の防止を目的とするもので、向精神薬の製造、輸出入、分配、取引、使用等については、免許の取得等に

平成二年五月二十五日 衆議院會議録第十八号

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案外

二

より規制し、製造量、輸出入量、取得及び処分との数量、日付などの記録を義務づけ、また、自国における条約の運用に関する年次報告並びに自国における製造量等に関する年次統計報告の提出を義務づけるなど、国際的な枠組みを定めております。

本件は、四月十三日に外務委員会に付託され、四月二十七日中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五月二十四日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 国際金融公社への加盟に伴う措置

に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 天皇陛下御即位記念のための十

万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会

への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、天皇陛下御即位記念のため

の十万円の貨幣の発行に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長衛藤征士郎君。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書天皇陛下御即位記念のための十万円の貨幣の発行に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

先般、国際金融公社におきまして、我が国の出資シェアを第五位から第二位に引き上げるための追加出資に関する総務会決議が成立いたしました。また、国際開発協会におきまして、本年七月以降三年間の融資財源を確保するため、第九次増資を行うことが合意されました。本法律案は、この決議及び合意に基づき、政府が国際金融公社に對して二千三百七十三万八千ドルの追加出資を、また、国際開発協会に對して約四千三百三十一億円の追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずるものであります。

次に、天皇陛下御即位記念のための十万円の貨

幣の発行に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十万円の貨幣を発行できることとするともに、本法律案に基づき発行される貨幣につきましては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めることとするものであります。

以上の両法律案につきましては、昨日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に對し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案と委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、国民健康保険法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長畑英次郎君。

国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔畑英次郎君登壇〕

○畑英次郎君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告を申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定並びに国庫補助制度の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村に對する国の負担金の額は、一般被保険者の療養の給付等に要する費用の額から市町村が国民健康保険特別会計に繰り入れる低所得者に対する保険料の軽減相当額の二分の一を控除した額及び老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額の合算額に基づき算定すること、

第二に、調整交付金の総額を、第一の合算額の見込額の百分の十に相当する額及び市町村が国民健康保険特別会計に繰り入れた保険料軽減相当額の四分の一に相当する額の合算額とすること、

第三に、国民健康保険組合に對する国の補助金の額は、療養の給付等に要する費用の額及び老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額の合算額に基づき算定すること、

第四に、市町村は、一般会計から、保険料の軽減額を基礎として算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れるとともに、国はその額の二分の一を、都道府県はその額の四分の一をそれぞれ負担すること、

第五に、国民健康保険医等の登録の事務の所管を原則としてその者の勤務地の都道府県知事とすること

等であります。

本案は、去る三月二十日付託となり、四月十九日津島厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

します。

午後零時四十六分散会

出席国務大臣

外務大臣 中山 太郎君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
厚生大臣 津島 雄二君

○明議を省略した議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る十八日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)

(両院協議会協議委員長副議長互選)

一、去る十八日、協議委員長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)外二

件両院協議会協議委員

議長 野田 毅君
副議長 近藤 鉄雄君

(両院協議会協議委員長選挙通知)

一、去る十八日、結方事務総長から佐伯参議院事務総長あて、本院は平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

野田 毅君 近藤 鉄雄君
越智 伊平君 佐藤 信二君
原田昇左右君 宮下 創平君
池田 行彦君 越智 通雄君
中村喜四郎君 中村正三郎君

(予算送付及び通知)

一、去る十八日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)

(通知書受領)

一、去る十八日、佐伯参議院事務総長から結方事務総長あて、参議院は平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

穂山 篤君 鈴木 和美君
本岡 昭次君 矢田部 理君
安恒 良一君 猪熊 重二君
太田 淳夫君 吉岡 吉典君
池田 治君 足立 良平君

(報告書及び文書受領)

一、去る十八日、平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)外二件両院協議会衆議院協議委員長野田毅君から櫻内議長あて、両院協議会の成案を得なかった旨次の報告書を受領した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)両院協議会報告書
平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)両院協議会報告書

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)両院協議会報告書

一、去る十八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく平成元年度公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七条第二項の規定に基づく平成二年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成元年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成二年度において講じようとする観光政策についての文書

(委員推薦通知)

一、去る二十二日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(九州地方開発特別委員会)

野田 毅君

一、去る十八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二七七 野田 毅君
四二四 山崎 拓君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

二田 孝治君 補欠 逢沢 一郎君

村上誠一郎君 山本 有二郎君
小林 守君 筒井 信隆君
山本 有二郎君 村上誠一郎君
逢沢 一郎君 二田 孝治君
筒井 信隆君 小林 守君
一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

市川 雄一君

神崎 武法君

予算委員

辞任

補欠

山田 英介君

市川 雄一君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

須永 徹君

松原 脩雄君

松原 脩雄君

須永 徹君

法務委員

辞任

補欠

大内 啓伍君

川端 達夫君

外務委員

辞任

補欠

山口 敏夫君

小坂 憲次君

遠藤 乙彦君

山口 那津男君

小坂 憲次君

山口 敏夫君

山口 那津男君

遠藤 乙彦君

大蔵委員

辞任

補欠

河村 建夫君

山本 拓君

文教委員

辞任

補欠

新井 将敏君

三原 朝彦君

岩屋 毅君

片岡 武司君

小坂 憲次君

三ッ林弥太郎君

左藤 恵君

武村 正義君

佐田玄一郎君

渡海紀三朗君

塩谷 立君

山口 敏夫君

真鍋 光広君

河村 建夫君

増田 敏男君

小沢 辰男君

小沢 辰男君

増田 敏男君

片岡 武司君

岩屋 毅君

河村 建夫君

真鍋 光広君

武村 正義君

左藤 恵君

渡海紀三朗君

佐田玄一郎君

三ッ林弥太郎君

小坂 憲次君

三原 朝彦君

新井 将敏君

山口 敏夫君

塩谷 立君

社会労働委員

辞任

補欠

小沢 辰男君

光武 顯君

片岡 武司君

小坂 憲次君

三原 朝彦君

北村 直人君

村岡 兼造君

井出 正一君

山口 俊一君

築瀬 進君

柳田 稔君

永末 英一君

永末 英一君

柳田 稔君

井出 正一君

村岡 兼造君

北村 直人君

三原 朝彦君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 隆君

御法川英文君

三ッ林弥太郎君

松岡 利勝君

松岡 利勝君

三ッ林弥太郎君

御法川英文君

佐藤 隆君

商工委員

辞任

補欠

川端 達夫君

大内 啓伍君

大内 啓伍君

川端 達夫君

建設委員

辞任

補欠

武村 正義君

園田 博之君

渡海紀三朗君

石破 茂君

中山 成彬君

平田辰一郎君

石破 茂君

渡海紀三朗君

園田 博之君

武村 正義君

平田辰一郎君

中山 成彬君

科学技術委員

辞任

補欠

金子 満広君

吉井 英勝君

永末 英一君

柳田 稔君

吉井 英勝君

金子 満広君

柳田 稔君

永末 英一君

環境委員

辞任

補欠

宇都宮真由美君

須永 徹君

寺前 巖君

金子 満広君

予算委員

辞任

補欠

日笠 勝之君

遠藤 乙彦君

決算委員

辞任

補欠

阿部未喜男君

和田 静夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

和田 静夫君

阿部未喜男君

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

内海 英男君

山村新治郎君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任

補欠

佐藤 祐弘君

辻 第一君

大内 啓伍君

菅原喜重郎君

辻 第一君

佐藤 祐弘君

菅原喜重郎君

大内 啓伍君

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島議二君外四名提出)

一、昨二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号) 商工委員会 付託

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島議二君外四名提出衆議第八号) 環境委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号) 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島議二君外四名提出)

(議案通知)

一、去る十八日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

(議案通知書受領)

一、去る十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

(返付議案受領)

一、去る十八日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員貝沼次郎君提出脳下垂体等による小

人症救済措置に関する質問に対する答弁書

脳下垂体等による小人症救済措置に関する質問主意書

問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二年五月十一日

提出者 貝沼 次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

脳下垂体等による小人症救済措置に関する質問主意書

問主意書

脳下垂体等による小人症の人達は極端に身長が小さいため、成人しても体力も弱く、生活の上でも就職の上でも多くの障害がある。

しかしながら、他に身体の異常がないかぎり、現在の法律では救済の措置はない。

よって、国はこれらの小人症の人達に対して、救済の措置を講ずべきであると考え、次の質問をする。

一 政府としては、このような小人症の実態をどのように掌握しているか。

二 小人症の原因と対策については、政府として

どのように取り組んでいるか。

三 小人症の人達に対して、身体障害者福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の対象に加えるべきと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一八第六号

平成二年五月十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員貝沼次郎君提出脳下垂体等による小人症救済措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員貝沼次郎君提出脳下垂体等による小人症救済措置に関する質問に対する答

弁書

一について

財団法人成長科学協会の調査によると、下垂体性小人症と診断された患者は、平成元年十二月現在、全国で約五千六百人とされている。

二について

下垂体性小人症については、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象とし、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に努めているところである。小児慢性特定疾患治療研究事業は、原則として十八歳未満の児童の入院を対象とし、医療保険の自己負担分を公費で負担しているが、下垂体性小人症については、通院をも対象とするともに、対象年齢も二十歳未満まで延長している。

三について

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)においては、小人症等により、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる一定の身体障害者についてその対象としているところである。

また、小人症等によって、身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者となった場合には、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の対象とされることである。

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二年四月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

向精神薬に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、向精神薬の製造、取引(輸出入を含む)、使用等の規制について国際的な枠組みを定め、向精神薬の濫用及び不正取引を防止することを目的としている。我が国がこの条約を締結する

ことは、我が国における向精神薬の濫用及び不正取引の防止の一層の強化並びに薬物問題についての国際協力の一層の推進の見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

向精神薬に関する条約

前文

人類の健康及び福祉に関心を有し、ある種の向精神薬の濫用により生ずる公衆の健康上及び社会上の問題について懸念し、これらの向精神薬の濫用及びその濫用が引き起こす不正取引を防止し、かつ、これらと戦うことを決意し、これらの向精神薬が正当な目的に限り使用されるよう厳しい措置が必要であることを考慮し、向精神薬の医療上及び学術上の目的のための使用が不可欠であること並びにこれらの目的のための向精神薬の入手が不当に制限されてはならないことを認め、

ある種の向精神薬の濫用に対する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的な規模で行動することが必要であることを信じ、向精神薬の統制の分野における国際連合の権限を認め、また、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、このような目的を達成するために国際条約が必要であることを認めて、次のとおり協定する。

第一条 用語

この条約において、別段の明示的な定めがある場合及び文脈により別に解釈される場合を除くは、次の用語は、それぞれ、次に定める意味を有する。

- (a) 「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。
- (b) 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。
- (c) 「統制委員会」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約に規定する国際麻薬統制委員会をいう。
- (d) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。
- (e) 「向精神薬」とは、付表Ⅰから付表Ⅳまでに掲げる天然若しくは合成の物質又は自然の産物をいう。
- (f) 「製剤」とは、次のいずれかのものをいう。
 - (i) 一又は二以上の向精神薬を含有するすべての溶液又は混合物（これらの物理的状態のいかんを問わない。）
 - (ii) 投薬用の剤型にした一又は二以上の向精神薬
- (g) 「付表Ⅰ」、「付表Ⅱ」、「付表Ⅲ」及び「付表Ⅳ」とは、この条約に附属する向精神薬の表でそれぞれ対応する番号を付したものの（次条の規定に従って修正された場合には、修正後のもの）をいう。
- (h) 「輸出」及び「輸入」とは、それぞれの語意において、いずれかの国から他の国へ向精神薬を現実に輸送することをいう。
- (i) 「製造」とは、向精神薬が得られるすべての

工程（精製及び向精神薬の他の向精神薬への転換を含む。）をいい、製剤する（薬局において処方せんにより製剤する場合を除く。）工程を含む。

(j) 「不正取引」とは、向精神薬の製造又は取引であつてこの条約の規定に違反するものをいう。

(k) 「地域」とは、国の一部分であつて、第二十八条の規定に基づきこの条約の適用上個別の単位として取り扱われるものをいう。

(l) 「建造物」とは、建物又はその一部（これに附属する土地を含む。）をいう。

第二条 物質の統制範囲

1 締約国又は世界保健機関は、まだ国際的な統制の下にない物質に関し、自己の有する資料により当該物質をこの条約のいずれかの付表に加えることが必要であると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。このような手続は、締約国又は世界保健機関が一の物質をいづれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを正当とする資料を有する場合についても、適用する。

2 事務総長は、1の通告及び関係があると認める資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によって行われたときは世界保健機関に送付する。

3 1の通告とともに送付された資料により、国際的な統制の下にない物質を4の規定に従つて付表Ⅰ又は付表Ⅱに含めることが適当であることが明らかとなった場合には、締約国は、入手可能なあらゆる資料に照らして、それぞれの場

合に応じて当該物質について付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げる物質に適用されるすべての統制措置を暫定的に適用することの可能性を、検討する。

4 世界保健機関は、国際的な統制の下にない物質が次の(a)及び(b)の基準を満たしていると認める場合には、麻薬委員会に対し、当該物質についての評価（濫用の程度又は可能性、公衆の健康上及び社会上の問題の重大さの程度並びに当該物質の治療上の有用性の程度を含む。）を、その評価に照らして適当と認める統制措置を勧告するときにあつてはその勧告とともに、通知する。

(a) 当該物質に次の(i)又は(ii)のいずれかの状態を引き起こす作用があること。

- (i) (1)依存の状態及び(2)幻覚をもちし又は運動機能、思考、行動、知覚若しくは感情に障害を起こす中枢神経系の興奮又は抑制
- (ii) 付表Ⅰから付表Ⅳまでに掲げる物質と同様の濫用及び悪影響

(b) 当該物質がこれを国際的な統制の下に置くことを正当化するような公衆の健康上及び社会上の問題となるほど濫用されており又は濫用されるおそれがあるという十分な証拠があること。

5 麻薬委員会は、世界保健機関の通知を考慮する（ただし、医療上及び学術上の事項に関する世界保健機関の評価は、そのまま受け入れなければならない。）とともに、経済的、社会的、法律的及び行政的要因その他関係があると認められる要因に留意して、国際的な統制の下にない物質を付表Ⅰから付表Ⅳまでに加えることができる。麻薬委員会は、世界保健機関その他の適

当な情報源に対し、更に他の資料を求めることができる。

6 1の通告がいずれかの付表に既に掲げられている物質に関するものである場合には、世界保健機関は、麻薬委員会に対し、新たに判明した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適当と認める統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会は、5の規定を準用して世界保健機関の通知を考慮するとともに、5に規定する諸要因に留意して、当該物質をいずれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを決定することができる。

7 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういづれの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知の日から百八十日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる。ただし、一の物質をいずれかの付表に加える決定に関し、例外的な事情のため、当該付表の物質について適用されるこの条約の規定のすべてを当該一の物質について適用する状況にはない旨の書面による通告をその期間内に事務総長に送付した締約国については、この限りでない。通告には、このような例外的な措置をとった理由を記載する。締約国は、その通告にかかわらず、最小限、次の統制措置を適用する。

(a) 従来統制の下になかった物質で付表Iに加えられたものについて通告を行った締約国は、第七条に規定する特別の統制措置をでき

る限り考慮するとともに、当該物質について次のことを行う。

- (i) その製造、取引及び分配について、付表IIに掲げる物質に関する第八条の規定に従い免許の取得を義務付けること。
- (ii) その供給又は調剤については、付表IIに掲げる物質に関する第九条の規定に従い処方せんによることを義務付けること。
- (iii) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する義務を履行すること。ただし、(a)の物質について通告を行った他の締約国を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。
- (iv) 輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務であつて付表IIに掲げる物質に関する第十三条に定めるものを履行すること。
- (v) 第十六条4(a)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出すること。
- (vi) (i)から(v)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。
- (b) 従来統制の下になかった物質で付表IIに加えられたものについて通告を行った締約国は、当該物質について次のことを行う。
- (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (ii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (iii) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する

義務を履行すること。ただし、(b)の物質について通告を行った他の締約国を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。

- (iv) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (v) 第十六条4(a)、(c)及び(d)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出すること。
- (vi) (i)から(v)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。
- (c) 従来統制の下になかった物質で付表IIIに加えられたものについて通告を行った締約国は、当該物質について次のことを行う。
- (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (ii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (iii) 第十二条に定める輸出に関する義務を履行すること。ただし、(c)の物質について通告を行った他の締約国を相手とする輸出については、この限りでない。
- (iv) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (v) (i)から(iv)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。

(d) 従来統制の下になかった物質で付表IVに加えられたものについて通告を行った締約国は、当該物質について次のことを行う。

- (i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (ii) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (iii) (i)及び(ii)に定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。
- (e) 一層厳しい統制及び義務が課される付表に転記された物質について通告を行った締約国は、当該物質につき、最小限、これが掲げられていた付表について適用のあるこの条約のすべての規定を適用する。
- 8 (a) この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、いずれかの締約国がその決定の通知を受領した日から百八十日以内に要請する場合には、理事会の審査を受ける。審査の要請は、その基礎となっているすべての関係資料とともに、事務総長に送付する。
- (b) 事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会、世界保健機関及びすべての締約国に送付し、九十日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のため理事会に提出される。
- (c) 理事会は、麻薬委員会の決定を確認し、変更し又は取り消すことができる。理事会の決定の通知は、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、麻

薬委員会、世界保健機関及び統制委員会に送付される。

(d) 審査が行われている間、麻薬委員会の最初の決定は、7の規定に従うことを条件として引き続き効力を有する。

9 締約国は、この条約の適用を受けない物質で向精神薬の不正な製造に使用されるおそれがあるものについて実行可能な監督をするため、最善の努力を払う。

第三条 製剤の統制に関する特別規定

1 製剤は、2から4までに規定する場合を除くほか、その含有する向精神薬に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受け、るものとす。製剤が二以上の向精神薬を含有する場合に、これらの向精神薬のうち最も厳しい統制を受けるものに適用される措置の適用を受ける。

2 付表Iに掲げる物質以外の向精神薬を含有する製剤が、濫用の危険性がないよう又はそれを無視し得るように調合されており、かつ、容易に用い得る手段では濫用されるおそれのある量を回収することができないため、公衆の健康上及び社会上的問題を引き起こさない場合には、3の規定に基づき、その製剤につきこの条約に規定する統制措置の一部を免除することができ

る。

3 締約国は、いずれかの製剤について2に規定する場合に該当するとの認定を行った場合には、次のものに係る義務を除くほか、自国又はその地域においてこの条約に規定する統制措置の一部又は全部をその製剤について免除することとを決定することができる。

(a) 第八条(免許)の規定のうち製造に適用されるもの

(b) 第十一条(記録)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの

(c) 第十三条(輸出及び輸入に関する禁止及び制限)

(d) 第十五条(監視)の規定のうち製造に適用されるもの

(e) 第十六条(締約国が提出する報告)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの

(f) 第二十二条(刑罰規定)の規定のうち(a)から(e)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するための範囲内のもの

締約国は、免除の決定、免除される製剤の名称及び組成並びにその製剤について適用が免除される統制措置を事務総長に通告する。事務総長は、その通告を他の締約国、世界保健機関及び統制委員会に送付する。

4 締約国又は世界保健機関は、3の規定に基づいて免除された製剤につき、自己の有する資料により免除の全部又は一部を終止させることが必要であると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。事務総長は、その通告及び関係があると認める資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によって行われたときは世界保健機関に送付する。世界保健機関は、麻薬委員会に対し、2に定める事項との関連における当該製剤についての評価を、免除が終了されるべき統制措置を勧告するときにあつてはその勧告とともに、通知する。麻薬委員会は、世

界保健機関の通知を考慮する(ただし、医療上及び学術上の事項に関する世界保健機関の評価は、そのまま受け入れなければならない。)とともに、経済的、社会的、法律的及び行政的要因その他関係があると認められる要因に留意して、当該製剤につき統制措置の免除の一部又は全部を終止させる決定を行うことができる。麻薬委員会がこの4の規定に基づいて行ういずれの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通知される。すべての締約国は、事務総長の通知の日から百八十日以内に、麻薬委員会がその終止を決定した統制措置の免除を終止するための措置をとる。

第四条 統制範囲に関する他の特別規定

締約国は、付表Iに掲げる向精神薬以外の向精神薬について次のことを認めることができる。

(a) 一の国から他の国に移動する者が個人的な使用のために少量の製剤を携帯すること。もつとも、締約国は、その製剤が合法的に取得されたものであることを確認することができ

る。

(b) 当該向精神薬を向精神薬以外の物質又は生産物の製造のために産業上使用すること。ただし、当該向精神薬が実際に濫用されない状態又はこれを回収することができない状態になるまでは、この条約に基づく統制措置を適用することを条件とする。

(c) この条約に基づく統制措置を適用することとを条件として、権限のある当局により特に認

められた者が動物捕獲のために当該向精神薬を使用すること。

第五条 医療上及び学術上の目的への用途制限

1 締約国は、第七条の規定に従い付表Iに掲げる物質の使用を制限する。

2 締約国は、前条に規定する場合を除くほか、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の製造、輸出、輸入、分配、貯蔵、取引、使用及び所持を適当と認める措置により医療上及び学術上の目的にのみ制限する。

3 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の所持を法律によって認められる場合に限り、ことが望ましい。

第六条 特別の行政機関

この条約の規定を実施するため、各締約国は、特別の行政機関を設置し、維持することが望ましい。当該行政機関は、麻薬の統制のための条約に従って設置された特別の行政機関が兼ねるか又はこれと緊密に協力してその業務を行うことが望ましい。

第七条 付表Iに掲げる物質に関する特別規定

締約国は、付表Iに掲げる物質について次のことを行う。

(a) 自国の政府が直接に管理し又は特に承認する医療上又は学術上の施設において、正当に許可された者が学術上及び極めて限られた医療上の目的のために使用する場合を除くほか、すべての使用を禁止すること。

(b) 製造、取引、分配及び所持につき特別の免許又は事前の許可の取得を義務付けること。

- (e) (a)及び(b)に規定する活動及び行為を厳しい監督の下に置くこと。
- (d) 正当に許可された者に供給される数量をその許可に係る目的に必要な数量に制限すること。
- (e) 医療又は学術研究に従事する者が当該物質の取得及び使用の詳細を記録すること並びに記載された最終の使用の日から少なくとも二年間その記録を保存することを義務付けること。
- (f) 輸出者が輸出国(又はその地域)の権限のある当局若しくは機関又はその権限のある当局により特に輸出を許可された他人若しくは企業であり、かつ、輸入者が輸入国(又はその地域)の権限のある当局若しくは機関又はその権限のある当局により特に輸入を許可された他人若しくは企業である場合を除くほか、輸出及び輸入を禁止すること。付表IIに掲げる物質の輸出及び輸入の許可書に関する第十二条Iに定める義務は、付表Iに掲げる物質についても適用する。
- 第八条 免許
- 1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の製造、取引(輸出入取引を含む。)及び分配を、免許制度その他これに類する統制措置の下に置く。
- 2 締約国は、次のことを行う。
- (a) 1の物質の製造、取引(輸出入取引を含む。)若しくは分配を行ひ又はこれらに従事することを正当に認められた人及び企業を監督すること。
- (b) (a)の製造、取引又は分配を行う施設及びそ

- の建造物を、免許制度その他これに類する統制措置によって監督すること。
- (c) 盗難その他貯蔵物の流用を防止するため、(b)の施設及びその建造物について保安措置を講ずることを定めること。
- 3 免許制度その他これに類する統制措置に関する1及び2の規定は、治療又は学術研究に従事することを正当に認められてこのような業務に従事している者については、適用することを必要としない。
- 4 締約国は、この条約に従って免許を取得し又は1若しくは前条(b)の規定に従って資格を認められたすべての者について、この条約に従って制定される法令を効果的かつ忠実に実施するための十分な能力を有することを義務付ける。
- 第九条 処方せん
- 1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質については処方せんによつてのみ個人の使用のために供給され又は調剤されることを義務付ける。ただし、個人が正当に認められて行つ治療又は学術研究において当該物質を合法的に取得し、使用し、調剤し又は施用する場合は、この限りでない。
- 2 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質についての処方せんが健全な医療実務に従つて発給されること並びに当該処方せんが公衆の健康及び福祉を保護するための規制、特にその再使用される回数及びその有効期間に関する規制の下に置かれることを確保するための措置を講ずる。
- 3 締約国は、1の規定にかかわらず、地域的事情により必要であると認める場合には、条件

- (記録保持を含む。)を定めた上で、自国又はその一部分における公衆の健康について責任を有する当局により指定された薬剤師の免許を受けた者又はその他の免許を受けた小売業者が、特別の状況において医療を目的とする個人的使用のため、付表II及び付表IVに掲げる物質を少量(その限度は、締約国が定める。)に限り、各自の裁量によりかつ処方せんなしで供給することと認めることができる。
- 第十条 包装に表示する注意書及び広告
- 1 締約国は、世界保健機関の関連の規則及び勧告を考慮して、実行可能な場合には向精神薬の小売用包装のラベルに、また、いかなる場合にも小売用包装に添付される文書に、使用者の安全のために必要であると認める使用上の指示(注意及び警告を含む。)を表示することを義務付ける。
- 2 締約国は、自国の憲法上の規定に妥当な考慮を払つて、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止する。
- 第十一条 記録
- 1 締約国は、付表Iに掲げる物質に関し、製造業者並びに第七条の規定に従つて当該物質を取引し及び分配することを許可されたその他の者が各締約国の定めるところにより正確な製造量及び在庫量並びに取得及び処分ごとの正確な数量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。
- 2 締約国は、付表II及び付表IIIに掲げる物質に関し、製造業者、卸売業者、輸出者及び輸入者が各締約国の定めるところにより正確な製造量並びに取得及び処分ごとの正確な数量、日付、

- 供給者及び受領者について記録することを義務付ける。
- 3 締約国は、付表IIに掲げる物質に関し、小売業者、医療機関及び学術研究機関が各締約国の定めるところにより取得及び処分ごとの正確な数量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。
- 4 締約国は、自国の職業上及び取引上の慣行を考慮して、適当な方法により、小売業者、医療機関及び学術研究機関による付表IIIに掲げる物質の取得及び処分に関する資料を容易に入手することができるようにしておく。
- 5 締約国は、付表IVに掲げる物質に関し、製造業者、輸出者及び輸入者が各締約国の定めるところにより製造量、輸出量及び輸入量について記録することを義務付ける。
- 6 締約国は、第三条3の規定に基づいて免除される製剤の製造業者が、当該製剤の製造に使用した向精神薬の数量並びに製造した当該製剤の性質、総量及び最初の処分について記録することを義務付ける。
- 7 締約国は、この条に規定する記録及び資料のうち、第十六条の規定に基づく報告のために必要なものが少なくとも二年間保存されることを確保する。
- 第十二条 国際取引に関する規定
- 1 (a) 付表I又は付表IIに掲げる物質の輸出又は輸入を許可する締約国は、その各輸出又は各輸入(当該物質が一種類であるか二種類以上であるかを問わない。)について、麻薬委員会定める様式による輸入又は輸出の個別の許可書の取得を義務付ける。

- (b) (a)の許可書には、国際一般名称（これがな
いときは、付表に掲げる名称）、輸出し又は
輸入する数量、剤型、輸出者及び輸入者の氏
名及び住所並びにその輸出又は輸入を行わな
ければならない期間を記載する。当該物質を
製剤の形で輸出し又は輸入する場合におい
て、その製剤の名称があるときは、これを付
記する。輸出許可書には、また、輸入許可書
の番号、日付及び発給当局を記載する。
- (c) 締約国は、輸出許可書を発給する前に、輸
入する国又は地域の権限のある当局が発給し
た輸入許可書であつてこれに掲載された物質
の輸入が認められたことを証明するものを要
求するものとし、その輸入許可書は、輸出許
可書を申請する人又は企業が提出する。
- (d) 各送り荷には、輸出許可書一通を添付する
ものとし、輸出許可書を発給する政府は、輸
入する国又は地域の政府に対しその写し一通
を送付する。
- (e) 輸入する国又は地域の政府は、輸入が行わ
れたときは、輸出する国又は地域の政府に対
し、実際に輸入された数量を証明する裏書を
付した輸出許可書を返送する。
- 2 (a) 締約国は、輸出者が付表Ⅲに掲げる物質の
輸出につき麻薬委員会の定める様式による届
出書であつて次の事項を記載したもの三通を
作成することを義務付ける。
- (i) 輸出者及び輸入者の氏名及び住所
- (ii) 国際一般名称（これがなないときは、付表
に掲げる名称）
- (iii) 輸出する物質の数量及び剤型並びに製剤
の形で輸出する場合においてその製剤の名
- 称があるときはその名称
- (iv) 発送の日付
- (b) 輸出者は、自国又はその地域の権限のある
当局に対し届出書三通を提出するものとし、
送り荷に届出書一通を添付する。
- (c) 自国の領域から付表Ⅲに掲げる物質が輸出
された締約国は、その発送の日以後できる限
り速やかに、遅くとも九十日以内に、輸入す
る国又は地域の権限のある当局に対し、受取
通知を請求する書留郵便により輸出者から受
け取った届出書一通を送付する。
- (d) 締約国は、輸入者が送り荷の受領の際これ
に添付されている届出書に受領した数量及び
その受領の日付を正しく裏書して自国又はそ
の地域の権限のある当局に送付することを義
務付けることができる。
- 3 付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質については、
次の追加的な規定を適用する。
- (a) 締約国は、自由港及び自由地帯において、
自国の領域の他の部分における監督及び統制
と同一の監督及び統制を実施する。もつと
も、一層厳しい措置をとることを妨げない。
- (b) 郵便私書箱あて又は輸出許可書に記載され
た者以外の者の銀行口座あての荷送りによる
輸出は、禁止する。
- (c) 付表Ⅰに掲げる物質の保税倉庫あての荷送
りによる輸出は、禁止する。付表Ⅱに掲げる
物質の保税倉庫あての荷送りによる輸出は、
輸出許可書を申請する人又は企業の提出する
輸入許可書においてその送り荷を保税倉庫に
入れておく目的でその輸入が承認されたこと
を輸入国政府が証明する場合を除くほか、禁
止する。その証明がある場合には、その送り
荷がそのような目的で輸出される旨を輸出許
可書に明示する。保税倉庫から出すために
は、その都度当該保税倉庫を管轄する当局の
許可を受けることを必要とするものとし、外
国を仕向地とする場合には、この条約上の新
規の輸出として取り扱う。
- (d) 締約国の領域に入り又はその領域を出る送
り荷で輸出許可書が添付されていないもの
は、権限のある当局が留置する。
- (e) 締約国は、自国の領域を通過して他の国へ
送られる物質につき、その送り荷についての
輸出許可書が当該締約国の権限のある当局に
提示されない限り、その送り荷がこれを運搬
する輸送手段から取り卸されるか取り卸され
ないかを問わず、その通過を認めてはならな
い。
- (f) 物質の送り荷の通過を認める国又は地域の
権限のある当局は、その送り荷がこれに添付
されている輸出許可書に記載された仕向地と
異なる仕向地へ転送されることを防止するた
めの必要なすべての措置をとる。ただし、送
り荷が通過する国又は地域の政府が転送を許
可する場合は、この限りでない。送り荷が通
過する国又は地域の政府は、要請された転送
を自国又はその地域から新たな仕向地である
国又は地域への輸出として取り扱う。転送が
許可されたときは、1(e)の規定は、送り荷が
通過する国又は地域と最初にその送り荷を輸
出した国又は地域との間についても、適用す
る。
- (g) 物質の送り荷に対しては、通過中又は保税
倉庫に保管中は、当該物質の性質を変化させ
るいかなる加工も施してはならない。その包
装は、権限のある当局の許可なしに変更して
はならない。
- (h) 物質が締約国の領域を通過することに関す
る(e)から(g)までの規定は、通過する国又は地
域に着陸しない航空機によつて送り荷が輸送
される場合については、適用しない。航空機
がこれらの国又は地域に着陸する場合には、
これらの規定は、必要に応じて適用する。
- (i) この3の規定は、締約国が通過中の物質に
ついて実施する統制を制限するいかなる国際
協定の規定の適用も妨げるものではない。
- 第十三条 輸出及び輸入に関する禁止及
び制限
- 1 締約国は、付表Ⅰから付表Ⅳまでに掲げる物
質のうち自国又はその地域への輸入を禁止する
一又は二以上のものを指定して、これを事務総
長を通じて他のすべての締約国に通告すること
ができる。その通告には、付表Ⅰから付表Ⅳま
でに掲げる物質の名称を用いる。
- 2 1の規定に基づき禁止について通告を受けた
締約国は、その通告において指定された物質が
その通告を行った締約国又はその地域へ輸出さ
れないことを確保するための措置を講ずる。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、1の規定に基
づく通告を行った締約国は、当該指定された物
質又はこれを含有する製剤の特定された数量の
輸入を、その都度特別の輸入許可書によつて認
めることができる。輸入国の輸入許可書の発給
当局は、輸出する国又は地域の権限のある当局

に対し、輸入者及び輸出者の氏名及び住所を明示する特別の輸入許可書二通を送付するものとし、その後、当該権限のある当局は、輸出者の輸出を認めることができる。輸出する国又は地域の権限のある当局によって適切に裏書された特別の輸入許可書一通は、送り荷に添付する。

第十四条 国際交通に従事する船舶、航空機その他公共の輸送手段に

おける救急箱内の向精神薬の運搬に関する特別規定

1 船舶、航空機その他国際的な公共の輸送手段は、航行中又は運行中に緊急の目的又は緊急の場合のために必要とされることがある少量の物質で付表Ⅱから付表Ⅳまでに掲げるものを国際間で運搬することは、この条約上の輸出、輸入又は通過として取り扱わない。

2 船舶、航空機その他国際的な公共の輸送手段の登録国は、1の物質の適正でない使用又は不正な目的への流用を防止するため、適当な保障措置をとる。麻薬委員会は、適当な国際機関と協議して、その保障措置を勧告する。

3 船舶、航空機その他国際列車、国際バスのような国際的な公共の輸送手段が1の規定に基づいて運搬する物質は、当該船舶、航空機その他国際的な公共の輸送手段の登録国の法令、許可又は免許によって規律する。ただし、関係地の権限のある当局が当該船舶、航空機その他国際的な公共の輸送手段内において点検、検査その他の取締措置を実施する権利は、害されない。

緊急の場合における当該物質の施用は、第九条1の規定の違反として取り扱わない。

第十五条 監視

締約国は、向精神薬の製造業者、輸出者、輸入者、卸売業者及び小売業者並びに向精神薬を使用する医療機関及び学術研究機関に対する監視の制度を維持するものとし、また、必要と認める頻度でこれらの者及び機関の建造物、貯蔵物及び記録を検査する。

第十六条 締約国が提出する報告

1 締約国は、麻薬委員会がその任務の遂行上必要なものとして要請する資料、特に自国の領域におけるこの条約の運用に関する年次報告（次の事項に関する資料を含む。）を、事務総長に提出する。

- (a) 向精神薬に関する法令の重要な変更
- (b) 自国の領域における向精神薬の濫用及び不正取引についての特記すべき動向
- 2 締約国は、また、事務総長に対し、第七条(e)、第十二条及び第十三条3の当局の名称及び所在地を通知する。これらに関する資料は、事務総長がすべての締約国の利用に供する。
- 3 締約国は、次の観点から重要と認める向精神薬の不正取引又はその不正取引に係る押収につき、できる限り速やかに事務総長に対し報告を提出する。

- (a) 不正取引について顕在化した新たな傾向
 - (b) 不正取引に係る数量
 - (c) 向精神薬の入手源の解明に役立つ事実
 - (d) 不正取引を行った者が用いた方法
- 締約国は、その報告の写しを第二十一条(b)の規定に従って送付する。

定に従って送付する。

4 締約国は、次の事項に関する年次統計報告を、統制委員会に対しその作成した用紙を用いて提出する。

- (a) 付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質ごとの製造量、各国又は各地域との間の輸出入量及び輸入量並びに製造業者が保有する在庫量
- (b) 付表Ⅲ及び付表Ⅳに掲げる物質ごとの製造量並びに輸出及び輸入の総量
- (c) 付表Ⅱ及び付表Ⅲに掲げる物質ごとの免除される製剤の製造に使用された数量
- (d) 付表Ⅰに掲げる物質以外の向精神薬ごとの第四条(b)の規定に基づいて産業上の目的のために使用された数量
- (e) 及び(b)の製造量には、製剤の製造量を含むもの。

5 締約国は、統制委員会の要請により、付表Ⅲ及び付表Ⅳに掲げる物質の将来の一定の期間に係る各国又は各地域との間の輸出入量及び輸入量に関する補足統計資料を、同委員会に提出する。当該締約国は、統制委員会に対し、資料提出の要請及びこの5の規定に従って提出する資料のいずれも、秘密のものとして取り扱うよう要請することができる。

6 締約国は、麻薬委員会又は統制委員会が要請する方法及び期限に従って、1及び4に規定する資料を提出する。

第十七条 麻薬委員会の任務

1 麻薬委員会は、この条約の目的及び実施に関するすべての事項を審議し並びにこれらに関する勧告を行うことができる。

2 第二条及び第三条に規定する麻薬委員会の決定は、その構成国の三分の二以上の多数による議決で行う。

第十八条 統制委員会の報告

1 統制委員会は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することのできる統計資料の分析並びに、適当な場合には、締約国政府が行い又は要請されて行った説明の記述並びに同委員会が付することを希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要と認める追加の報告を作成することができ、これらの報告は、麻薬委員会を通じて理事會に提出するものとし、麻薬委員会は、適切と認める意見を付することができる。

2 統制委員会の報告は、事務総長が締約国に通知し、その後公表する。締約国は、その無制限の配布を認める。

第十九条 この条約の実施を確保するために統制委員会がとる措置

1 (a) 統制委員会は、締約国政府により提出された資料又は国際連合の機関により通知された資料を検討した結果、いずれかの国又は地域がこの条約を実施していないためにこの条約の目的が著しく損なわれていると信ずるに足りる理由を有する場合においては、当該いずれかの国又は地域の政府に対して説明を求める権利を有する。統制委員会は、(c)に規定する問題につき締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する権利を行使する場合を除くほか、この(a)の規定に基づく資料提出の要請及び政府の説明を秘密のものとして取り扱う。

- (b) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとった後、必要と認めるときは、当該いづれかの国又は地域の政府に対し、この条約を実施するために状況に応じ必要と思われる是正措置をとることを求めることができる。
- (c) 統制委員会は、当該いづれかの国又は地域の政府が(a)の規定に基づいて求められた説明を十分に行わず又は(b)の規定に従って求められた是正措置をとらなかったと認める場合には、このような問題につき締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。
- 2 統制委員会は、1(c)の規定に従い、何らかの問題につき締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する場合において、必要と認めるときは、締約国に対し、当該いづれかの国又は地域との間の特定の向精神薬の輸出若しくは輸入又はその双方を、一定の期間又は統制委員会が当該いづれかの国若しくは地域における事情について満足するまでの間停止するよう勧告することとができる。当該いづれかの国は、当該何らかの問題を理事会に提起することができる。
- 3 統制委員会は、この条の規定に従って処理したいずれの問題についても報告を公表し及びこれを理事会に通知する権利を有するものとし、理事会は、これをすべての締約国に送付する。統制委員会は、この条の規定に基づいて行った決定又はその決定に関連する資料を当該報告の中で公表する場合において、当該いづれかの国又は地域の政府が要請したときは、その意見も当該報告の中で公表する。
- 4 この条の規定に基づいて公表される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少数意見も公表する。
- 5 いずれの国も、自国に直接関係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席せよと招請される。
- 6 この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上の多数による議決で行う。
- 7 1から6までの規定は、統制委員会が第二条7の規定に基づく締約国の決定の結果この条約の目的が著しく損なわれていると信ずるに足りる理由を有する場合においても、適用する。
- 第二十條 向精神薬の濫用に対する措置
- 1 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力する。
- 2 締約国は、向精神薬の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に従事する職員の養成をできる限り促進する。
- 3 締約国は、向精神薬の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がこれらの問題に対する理解を深めることを援助するものとし、また、向精神薬の濫用がまん延するおそれがある場合には、これらの問題に対する一般大衆の理解を増進する。
- 第二十一條 不正取引に対する措置
- 締約国は、自国の憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行う。
- (a) 不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全国的な規模の調整を行うこと。このため、締約国がその調整について責任を有する適当な機関を指定することは、有益である。
- (b) 向精神薬の不正取引を無くするための活動において相互に援助すること。特に、発覚した不正取引事件又は押収につき第十六条の規定に従って事務総長に於てた報告の写しを、外交上の経路により又は締約国がそのために指定した権限のある当局を通じて、直接に關係を有する他の締約国に於て直ちに送付すること。
- (c) 不正取引を無くするための協同活動を維持するため、相互に及び自国が構成国となつていゝる關係國際機關と密接に協力すること。
- (d) 適当な機關の間における國際協力が迅速に行われるようにすること。
- (e) 司法書類が司法手続のために國際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機關に対して迅速に行われるようにすること。この(e)の規定は、司法書類が外交上の経路により自国に送付されることを要求する締約国の權利を害するものではない。
- 第二十二條 刑罰規定
- 1 (a) 締約国は、自国の憲法上の制限に従うことを条件として、この条約に定める義務の履行のために定められた法令に違反するいかなる行為も、これが故意に行われた場合には、処罰すべき犯罪として取り扱うものとし、また、重大な犯罪に対しては相当な処罰を、特に拘禁刑その他の自由を剝奪する刑を科することを確保する。
- (b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、向精神薬の濫用者が(a)の犯罪を犯した場合には、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は処罰のほか、第二十条1の規定に従いそのような濫用者が治療、教育、後保護、更生及び社会復帰の措置を受けることとすることができる。
- 2 締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、
- (a) (i) 1に規定する犯罪を構成する一連の関連する行為が二以上の国にわたつて行われた場合には、国ごとに別個の犯罪とみなす。
- (ii) 1に規定する犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に規定する犯罪に関連する予備行為及び資金の操作は、1に規定する処罰すべき犯罪とする。
- (b) 1に規定する犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。
- (c) 自国民又は外国人によつて行われた1(a)の重大な犯罪は、その犯罪が行われた領域の属する締約国によつて、又は犯罪者が発見された領域の属する締約国によつて(犯罪人引渡しとその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限り)訴追される。
- (b) 1及び2(a)(ii)に規定する犯罪は、締約国の間で締結されており又は将来締結されることのある犯罪人引渡条約においても、また、条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡しの条件

としない締約国間の関係においても、犯罪人引渡しの対象となる犯罪とすることが望ましい。ただし、犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従って行わなければならないものとし、その締約国は、権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めたときは、逮捕をし又は犯罪人引渡しをすることを拒絶する権利を有する。

3 1及び2に規定する犯罪の実行に当たって用い又は用いようとした向精神薬その他の物質及び装置は、押収し及び没収することができ

4 この条の規定は、裁判官権限の問題に関しては、関係締約国の国内法の規定の適用を妨げるものではない。

5 この条のいかなる規定も、この条に規定する犯罪を締約国の国内法に従って定義し、訴追し及び処罰するという原則に影響を及ぼすものではない。

第二十三条 この条約が要求する措置よりも厳しい統制措置の適用

締約国は、公衆の健康及び福祉を保護するために必要であり又は望ましいと認める場合には、この条約の定める措置よりも精細な又は厳しい統制措置をとることができる。

第二十四条 国際機関がこの条約を実施するために負担する経費

麻薬委員会及び統制委員会がこの条約に基づくそれぞれの任務を遂行するための経費は、国際連合総会が決定する方法で国際連合が負担する。国際連合加盟国でない締約国は、同総会が公平と認

め、かつ、当該締約国の政府と協議して随時決定する額をこれらの経費に充てるため分担する。

第二十五条 参加、署名、批准及び加入の手續

1 国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であつて国際連合の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国であるもの及び理事会が招請するその他の国は、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

(a) 署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) 加入すること。

2 この条約は、千九百七十二年一月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

3 批准書又は加入書は、事務総長に寄託する。

第二十六条 効力発生

1 この条約は、前条1に規定する国のうち四十の国が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

2 1の署名又は寄託のうち最後のものの後に批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する国については、この条約は、その署名又は批准書若しくは加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十七条 適用領域

この条約は、いずれかの締約国が国際関係について責任を有するすべての非本土領域について適用する。

用する。ただし、当該領域の事前の同意が当該締約国若しくは領域の憲法により又は慣行上必要とされる場合は、この限りでない。そのような場合には、当該締約国は、できる限り短い期間内に当該領域の必要な同意を得るよう努力するものとす。その同意を得たときは、その旨を事務総長に通告する。この条約は、事務総長がその通告を受領した日からその通告に掲げる領域について適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされない場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用する非本土領域を宣言する。

第二十八条 この条約の適用上の地域

1 この条約の適用上、締約国は、その領域を二以上の地域に分割し又は二以上の地域を単一の地域に統合することを、事務総長に通告することとができる。

2 二以上の締約国は、相互の間に関税同盟を設立したことによりこれらの締約国がこの条約の適用上単一の地域を形成することとなることを、事務総長に通告することができる。

3 1又は2の規定に基づく通告は、その通告が行われた年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

第二十九条 廃棄

1 締約国は、この条約の効力発生の日から二年を経過した後は、自国のために又は自国が国際関係について責任を有する領域であつて第二十七條の規定に従つて与えた同意を撤回したもののために、事務総長に文書を寄託することによつてこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長がいずれの年においても七月一日以前にその文書を受領した場合には翌年の七月一日以前に受領したものとして同様に効力を生ずる。

3 この条約は、1及び2の規定により行われる廃棄の結果第二十六條1に定める効力発生のための条件が存在しなくなったときは、終了する。

第三十条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、事務総長に通告するものとし、事務総長は、これを締約国及び理事会に通知する。理事会は、次のいずれかのことを決定することができる。

(a) 改正案を審議するため、国際連合憲章第六十二條4の規定に従つて会議を招集すること。

(b) 締約国に対し、改正案を受諾するかしないかを照会するとともに、その提案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

2 1(b)の規定に従つて配布した改正案についてその配布の後十八箇月以内にいずれの締約国も反対しなかった場合には、その改正案は、直ちに効力を生ずる。改正案については、締約国から受領した意見を考慮してその改正案を審議するための会議を招集するかどうかを決定することができる。

第三十一条 紛争

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉、

調査、仲介、調停、仲裁、地域の機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。

第三十二条 留保

1 留保は、2から4までの規定に基づいて行われるものを除くほか、認められない。

2 いずれの国も、署名、批准又は加入の際に、この条約の次の規定について留保を付することができる。

(a) 第十九条の1及び2

(b) 第二十七条

(c) 前条

3 締約国となることを希望する国であつて2及び4の規定に基づいて行ふ留保以外の留保が認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後十二箇月の期間の満了までに、当該期間の末日以前に批准を条件とすることなくこの条約に署名し、これを批准し又はこれに加入した国の三分の一が異議を申し立てないときは、当該留保は、認められたものとする。ただし、留保に対して異議を申し立てた国は、当該留保を行った国に対しこの条約に基づく法的義務で当該留保によつて影響を受けるものを負ふことを必要としないものと了解される。

4 付表Iの向精神薬を含有する植物が自国の領

域に自生しており、これが少数の明確に限定された集団により伝統的に幻術的又は宗教的儀式において使用されている国は、署名、批准又は加入の際に第七条の規定(国際取引についての規定を除く。)につきその植物に関する留保を付することができる。

5 留保を行った国は、書面で事務総長に通告することにより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

第三十三条 通報

事務総長は、第二十五条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第二十五条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第二十六条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

(c) 第二十九条の規定による廃棄

(d) 第二十七条、第二十八条、第三十条及び前条の規定による宣言及び通告

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、各自の政府のためにこの条約に署名した。

千九百七十一年二月二十一日にウィーンで、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この条約は、事務総長に寄託するものとし、事務総長は、その認証謄本をすべての国際連合加盟国及び第二十五条1に規定するその他の国に送付する。

付表に掲げる物質の表
付表I

一	国際一般名称	他の一般名称又は慣用名	化学名
二	プロランフェタミ カチノン	DOB	(a) 四-プロモ-二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (b) (S)-二-アミノプロピオフェノン (c) (S)-二-アミノプロピオフェノン (d) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (e) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (f) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (g) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (h) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (i) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (j) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (k) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (l) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (m) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (n) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (o) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (p) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (q) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (r) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (s) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (t) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (u) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (v) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (w) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (x) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (y) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (z) 二-五-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン
三	DET		
四	DMA		
五	DMP		
六	DMT		
七	DOET		
八	PCE		
九	DLSD、LS (+)-リゼルギド		
一〇	MDA		
一一	メスカリン		
一二	MDA		
一三	バラヘキシル		
一四	PMA		
一五	サイロシリン、 サイロトシン		
一六	サイロシリン		
一七	ロリシクリジン		
一八	PPHP、PC PY		
一九	MSTP、DO MDMA		
二〇	TCF		
二一	テトラヒドロカンナビノールの次の異性体及びその立体異性体		

	八	メタンフェタミン ラセメールト	メタンフェタ ミンラセミー ト
	九	メタカロン	
	一〇	メチルフェニデー ト	P C P
	一一	フェンシクリジン	
	一二	フェンメトラジン	
	一三	セコバルビタール	

この付表Ⅱに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

	(H) N・αジメチルフエネチルアミン
	二—メチル—三—オルト—トリル—四(三H)—キ ナゾリノン
	α—フエニル—二—ピベリジン酢酸メチル
	一—(一)フエニルシクロヘキシル)ピベリジン
	三—メチル—二—フエニルモルホリン
	五—アリル—五—(一—メチルブチル)パルビツル 酸

付表Ⅲ	国際一般名称	他の一般名 又は慣用名	化　学　名
一	アモバルビタール		五—エチル—五—イソペンチルパルビツル酸
二	ブブレノルフィン		二—シクロプロビル—七—α—(S)—ヒ ドロキシ—二—トリメチルプロビル— 六—一—四—エンド—エタノ—六·七·八—四— テトラヒドロオリバピン
三	プタルビタール		五—アリル—五—イソブチルパルビツル酸
四	カチン	(+) ノルプト リド エフエド	(+)(R)—α—(R)—アミノエチル)ベンジ ルアルコール
五	シクロパルビター ル		五—(一—シクロヘキサ—一—イル)—五—エチ ルパルビツル酸
六	グルテチミド		二—エチル—二—フェニルグタルイミド
七	ペンタゾシン		(二R·六R·一R)—一—二·三·四·五· 六—(ヘキサヒドロ)—一—ジメチル—三— (二—メチル—二—ブチル)—二·六—メタノ— 三—ペンツァグシン—八—オール
八	ペントバルビター ル		五—エチル—五—(一—メチルブチル)パルビツル 酸

この付表Ⅳに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

付表Ⅳ	国際一般名称	他の一般名 又は慣用名	化　学　名
一	アロパルビタール		五·五—ジアリルパルビツル酸
二	アルプラザラム		八—トロロ—一—メチル—六—フエニル—四H— 8—トリアゾ[四·三]—二·四]ベンゾジア ゼビン

SPA

三七	メプロバメート	ニメチル—二プロピル—一・三—プロパンジ オールジカルバミン酸
三八	メチルフェノバル ビタール	五—エチル—一—メチル—五—フェニルバルビツ ル酸
三九	メチプロロン	三・三—ジエチル—五—メチル—二・四—ピペリ ジン—ジオン
四〇	ニメタゼバム	一・三—ジヒドロ—一—メチル—七—ニトロ 五—フェニル—二—二—四—ベンゾジアゼピ ン—二—オン
四一	ニトラゼバム	一・三—ジヒドロ—七—ニトロ—五—フェニル— 二—二—四—ベンゾジアゼピン—二—オン
四二	ノルダゼバム	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル— 二—二—四—ベンゾジアゼピン—二—オン
四三	オキサゼバム	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—三—ヒドロキ シ—五—フェニル—二—二—四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン
四四	オキサゾラム	一—〇—クロロ—二・三・七・一—b—テトラヒド ロ—二—メチル—一—b—フェニル—オキサゾロ [三・二—d]—一・四—ベンゾジアゼピン—六—(五 H)—オン
四五	ペモリン	二—アミノ—五—フェニル—二—オキサゾリン— 四—オン(又は)—イミノ—五—フェニル—四— オキサゾリジノン
四六	フェンジメトラジ ン	(+)(—S—S—)三・四—ジメチル—二—フェ ニルモルホリン
四七	フェノバルビター ル	五—エチル—五—フェニルバルビツル酸
四八	フェンテルミン	α・α—ジメチルフェネチルアミン
四九	ピナゼバム	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル— 一—二—プロピニル—二—二—四—ベンゾジア ゼピン—二—オン
五〇	ピブラドロール プラゼバム	α・α—ジフェニル—二—ピペリジンメタノール 七—クロロ—一—(シクロプロピルメチル)—一・ 三—ジヒドロ—五—フェニル—二—二—四—ベ ンゾジアゼピン—二—オン
五一	プロピルヘキセド リン	N・α—ジメチルシクロヘキサシエチルアミン
五二	ピロバレロン	四—メチル—二—(—ヒドリジニル)パレロフェ ノン
五三	セクブタバルビ タール	五—セカンダリ—ブチル—五—エチルバルビツ ル酸
五四	テマゼバム	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—三—ヒドロキ シ—一—メチル—五—フェニル—二—二—四— ベンゾジアゼピン—二—オン
五五	テトラゼバム	七—クロロ—五—(—シクロヘキセン—一—イ

五七	トリアゾラム	ル)—一・三—ジヒドロ—一—メチル—二—二— 四—ベンゾジアゼピン—二—オン
五八	ビニルビタール	ハ—クロロ—六—(オルト—クロロフェニル)— 一—メチル—四—二—トリアゾロ[四・三—a] [二・四—ベンゾジアゼピン 五—(—メチルブチル)—五—ビニルバルビツ ル酸

この付表IVに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

向精神薬に関する条約の締結について承認
を求める件の報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和三十年代より、欧米諸国を中心として、
千九百六十一年の麻薬に関する単一条約では規
制の対象とされていない幻覚剤、覚せい剤、催
眠剤等の向精神薬の濫用が大きな社会問題とな
り、これらの向精神薬の濫用及び不正取引を国
際的に規制していくべきであるとの世論が高
まった。

こうした背景の下に、昭和四十三年以来、国
際連合麻薬委員会において、向精神薬の国際的
な規制についての条約案の作成作業が進められ
た。その結果、本条約は、昭和四十六年二月二
十一日、国際連合加盟国、関係専門機関等の参
加により開催された条約採択会議において採択
された。

この条約は、向精神薬の濫用及び不正取引の
防止を目的として、向精神薬の製造、取引(輸
出入を含む)、使用等の規制について国際的な

枠組みを定めたものである。

この条約で対象とする向精神薬は、条約の付
表に掲げる物質とし、向精神薬の濫用による健
康への危険性と医療上の有用性との程度を勘案
して付表をIからIVまでに分類し、最も厳しい
規制措置の対象となる物質を付表Iに定め、以
下付表II、III、IVの順に規制の程度を軽減する
構成をとっている。

その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、付表Iに掲げる物質について
は、正当に許可された者が学術上及び極めて
限られた医療上の目的のために使用する場合
を除くほか、すべての使用を禁止し、その製
造、取引、分配及び所持について特別の免許
又は事前の許可の取得等を義務付けること。

2 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる
物質については、その製造、取引、分配を免
許制度等により規制するとともに、個人(患
者)の使用のための供給が処方せんによつて
のみ行われるようにすること。

平成二年五月二十五日 衆議院會議録第十八号

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

3 締約国は、向精神薬の製造業者、卸売業者、輸出入者、小売業者、医療機関及び學術研究機関等に対し、付表の種類等に応じて、その製造量、輸出入量、取得及び処分ごとの数量、日付等についての記録を義務付けること。

4 締約国は、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の輸出入については輸出入許可書の取得を、また、付表Ⅲに掲げる物質の輸出に当たっては輸出届出書の提出を義務付けること。

5 締約国は、麻薬委員会が要請する資料（自国の運用に関する年次報告及び不正取引に係る報告）を国際連合事務総長に提出し、また、付表ごとの物質の製造量、輸出入量等に関する年次統計報告等を国際麻薬統制委員会に提出すること。

6 締約国は、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止すること。

7 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、社会復帰等のため、あらゆる可能な措置をとり、相互に協力すること。

8 締約国は、この条約の定める義務の履行のために定められた国内法令に違反する行為を犯罪として取り扱い、重大な犯罪に対しては相当な処罰を科すること。

なお、本条約は、昭和五十一年八月十六日に効力を生じており、我が国については批准書を国際連合事務総長に寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国における向精神薬の濫用及び不正取引の防止の一層の強化並びに薬物問題についての国際協力の一層の推進の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年五月二十四日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年三月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

10 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において、出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際金融公社及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に應ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際金融公社及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国がこの増額に應ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政府は、国際金融公社に対し、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において追加出資することができることとする。

2 政府は、国際開発協会に対し、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において追加出資することができることとする。

3 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

開発途上国の社会・経済開発における国際金融公社及び国際開発協会の役割の重要性等にかんがみ、両機関へ追加出資するための措置を講

することは、時宜に適した妥当なもの認め、
本案は可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

国際金融公社に対する追加出資は全額現金に
より本年度中に行うこととしており、このため
平成二年度一般会計予算に、国際金融公社出資
金として三十二億二千九百万円が計上されてい
る。

また、国際開発協会に対する追加出資は全額
通貨代用国庫債券(いわゆる出資国債)により行
うこととしているが、そのうち、本年度現金償
還見込額が、平成二年度一般会計予算の国債費
の中に計上されている。
右報告する。

平成二年五月二十四日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する
法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置
に関する法律の一部を改正する法律案に対
する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 今後とも開発途上国の発展に貢献していくた
め、国際機関等に対する資金面、人材面等での

平成二年五月二十五日 衆議院会議録第十八号

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国民健康保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

協力を進めるとともに、世界経済における我が
国の立場を踏まえ、調和ある対外経済関係の形
成に努めること。

一 国際機関の融資等については、開発途上国の
国民生活の向上、経済の自立的发展及び世界的
な環境保全の確保等を積極的に推進すること。

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の
発行に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二年四月十七日

内閣総理大臣 海部 俊樹

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣
の発行に関する法律

第一条 政府は、天皇陛下御即位を記念するた
め、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第二項に
規定するもののほか、十萬円の貨幣を発行する
ことができる。

第二条 前条の規定により発行する貨幣について
は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
第四条、第五条第三項及び第六条から第十条ま
での規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

天皇陛下御即位を記念するため、十萬円の貨幣
を発行することができることにする必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣
の発行に関する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 天皇陛下御即位を記念するため、十萬円の
貨幣を発行することができることとする。

2 十萬円の貨幣については、通貨の単位及び
貨幣の発行等に関する法律第四条、第五条第
三項及び第六条から第十條までの規定を適用
することとする。

3 この法律は、公布の日から施行することと
する。

二 議案の可決理由

本案は、天皇陛下御即位を記念するため、十
萬円の貨幣を発行することができることとする
もので、時宜に適した措置と認め、可決すべき
ものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成二年度一般会計予算の歳入に、天皇陛下
御即位記念十萬円金貨幣発行分を含め二千三百
四十一億円が計上されている。

右報告する。

平成二年五月二十四日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二
号)の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「第七十二条の三」を「七十二
条の四」に改める。

第三十九条第一項中「基き」を「基つき、療養取
扱機関又は第五十三条第一項に規定する特定承認
療養取扱機関において業務に従事する医師若しくは
歯科医師又は薬剤師については、当該療養取扱
機関又は同項に規定する特定承認療養取扱機関の
所在地の都道府県知事が、その他の医師若しくは
歯科医師又は薬剤師については」に改め、同条第
六項中「第三項本文」を「第四項本文」に改め、同項
を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項と
し、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「第一
項」を「第一項若しくは第二項」に、「同項」を「第
一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第五項と

官 報 (号 外)

し、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 医師若しくは歯科医師又は薬剤師が同時に二以上の療養取扱機関又は第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関において業務に従事する場合であつて、前項の規定によりその者の登録を行う都道府県知事が二以上あるときは、その登録は、主として当該業務に従事する療養取扱機関又は同条第一項に規定する特定承認療養取扱機関の所在地の都道府県知事が行う。

第四十三条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第四十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 保険給付に関し、診療又は調剤の内容が適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第四十一条第一項（第五十三条第十項及び第十一項並びに第五十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたとき。

第四十八条に次の一号を加える。

七 その他療養取扱機関として著しく不適当で

あると認められる理由があるとき。

第六十四条に次の一項を加える。

3 保険者は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生省令の定めるものに委託することができる。

第七十条第一項第一号中「合算額」の下に「から第七十二条の二第一項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額

第七十条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号に、「算定した同項第一号及び第二号」を「算定した同号」に改める。

第七十二条第二項中「第七十条第一項各号に掲げる額（同条第二項の規定を適用して算定する額を含む。）の合算額の見込額から前々年度の基準超過費用額の合算額を控除した額の百分の十に相当する額」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）及び同条第一項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額から前々年度の基準超過費用額の総額を控

除した額の百分の十に相当する額

二 次条第一項の規定による繰入金金の総額の四分の一に相当する額

第七十二条の四を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十二条の二の見出しを削り、同条を第七十二条の三とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等）

第七十二条の二 市町村は、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十三条第一項第二号を次のように改める。

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額

第七十三条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号に、「算定した同項第一号及び第二号」を「算定した同号」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号に、「を適用して算定する額を含む。」を「の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額」及び第一項第二号に掲げる額」に改め、「見込額」の下に「の総額」を加える。

第七十四条中「及び」を「、第七十二条の三第二項及び」に改める。

第七十五条中「第七十二条の二第二項」を「第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第二項」に改める。

第八十一条中「事項は、」の下に「政令で定める基準に従つて」を加える。

第八十一条の十第一項第二号中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

第八十一条の十一中「第七十二条の四第一項」を「第七十二条の五第一項」に改める。

第八十一条の二中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改める。

附則第十一項から第十九項までを削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに次条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に行われた療養の給付に係る改正前の第四十三条第四項の規定による一部負担金の徴収については、なお従前の例による。

第三条 平成二年四月一日前に行われた療養の給付並びに同日前に支給された特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成元年度以前の年度の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金については、なお従前の例による。

第四条 平成二年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費拠出金(以下「平成二年度概算医療費拠出金」という。)の額(老人保健法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十号)附則第六条の規定による昭和六十三年年度における概算医療費拠出金(以下「昭和六十三年年度概算医療費拠出金」という。)の額が同法附則第七条の規定による昭和六十三年年度における確定医療費拠出金(以下「昭和六十三年年度確定医療費拠出金」という。)の額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。))と超過額に

ついて老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率(すべての市町村の前号に規定する合算額(次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額)の合算額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。))を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費拠出金の額から控除するものとし、昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」という。))と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」とする。

2 平成二年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金については、同条第二項第一号中「同条第一項第二号」とあるのは、「国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第四条第一項の規定により

読み替えられた第七十条第一項第二号」とする。

3 平成二年度における改正後の第七十三条の規定による補助金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費拠出金(以下「平成二年度概算医療費拠出金」という。)の額(老人保健法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十号)附則第六条の規定による昭和六十三年年度における概算医療費拠出金(以下「昭和六十三年年度概算医療費拠出金」という。)の額が同法附則第七条の規定による昭和六十三年年度における確定医療費拠出金(以下「昭和六十三年年度確定医療費拠出金」という。)の額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率(すべての組合の前号に規定する合算額(次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額)の合算額をすべての組合の療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。))を乗じて得た額を平成二年度概算医療費拠出金の額から控除するものとし、昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」という。))と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額を平成二年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第四条第三項の規定により読み替えられた第一項第二号」とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成三年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成三年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成元年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度確定医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

和六十三年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」という。))と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額を平成二年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第四条第三項の規定により読み替えられた第一項第二号」とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成三年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成三年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成元年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度確定医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、平成三年度における改正後の第七十三条の規定による補助金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成三年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」と、「附則第四条第三項」とあるのは「附則第五条第三項において準用する同法附則第四条第三項」と読み替えるものとする。

第六條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項第一号中「第七十二条の三第一項を」第七十二条の四第一項に改める。

理 由

国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置並びに国民健康保

険の国庫補助制度の拡充等について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定並びに国庫補助制度の拡充等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 市町村に対する国の負担金の額は、一般被保険者の療養の給付等に要する費用の額から4の繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額及び老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額の合算額に基づき算定すること。
- 2 調整交付金の総額を、1の合算額の見込額の百分の十に相当する額及び4の繰入金金の四分の一に相当する額の合算額とすること。
- 3 国民健康保険組合に対する国の補助金の額は、療養の給付等に要する費用の額及び老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額の合算額に基づき算定すること。
- 4 市町村は、一般会計から、保険料(税)の軽減額を基礎として算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れるとともに、国はその額

の二分の一を、都道府県はその額の四分の一をそれぞれ負担すること。

5 国民健康保険医等の登録は、療養取扱機関等において業務に従事する医師等については当該療養取扱機関等の所在地の都道府県知事が、その他の医師等についてはその者の住所地の都道府県知事が行うこと。

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律は、平成二年四月一日から施行すること。ただし、5については、平成四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国民健康保険事業の運営の安定を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定並びに国庫補助制度の拡充等の措置を講ずることは時宜に適合するものと認め、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二年度一般会計予算(厚生省所管)において、国民健康保険の国庫負担の改正による支出増は二〇五億円の見込みである。

平成二年五月二十四日

社会労働委員長 畑 英次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(小字及び一は修正)

附 則

〇等 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成二年四月一日から施行する。ただし、〇第九十一条の改正規定は平成三年四月一日から、〇第三十九条、第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに次条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 改正後の第七十条第一項及び第二項、第七十二条第二項、第七十二条の二並びに第七十三条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に行われた療養の給付に係る改正前の第四十三条第四項の規定による一部負担金の徴収については、なお従前の例による。

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 国民健康保険制度は、給付と負担の公平化を最も急がなければならない状態にあるため、その安定的運営のために必要な助成の強化に努め

るとともに、計画的に医療保険制度一元化に向けた取り組みを進めること。

二 保険料の平準化については、低所得者に対する応益保険料の軽減制度のあり方等を含め幅広い角度から検討し、被保険者の保険料負担に十分配慮しつつ進めること。

三 国は、都道府県及び市町村が保健、医療、福祉を総合する視点に立って円滑に医療費の適正化を進められるよう条件整備に努めること。

衆議院会議録第十五号(一)中正誤

べし 段 行 誤

三 四 二 過半数

正 過半数

平成二年五月二十五日 衆議院会議録第十八号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電話	03(587) 4302
定価	価 本号一部
(税別)	一・二三円
	三円をきり